

令和7年 2月 13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲良町長 寺本 純二

市町村名 (市町村コード)	甲良町 (25442)	
地域名 (地域内農業集落名)	尼子 (尼子)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年 2月 13日 (第 1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当集落においては、(株)澤農園、(農)尼子宮農組合並びに担い手の認定農業者と十数名の個別農家が頑張っているが、個別農家では高齢化や後継者不足もあり、5年くらいまでは継続できるがそれ以降はやや難しいように思われる。また、(農)尼子宮農組合も同様に高齢化により作業人員確保に苦慮している現状であり、役員の負担も大きくなってきている。当集落ではまだ後継者がおられても後継未定の農家があり、今後は地域の農地を守ってためにも認定農家や個別農家の後継者作りや(農)尼子宮農組合の組織強化が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、転作では集落の農地を3分割し年度ごとにブロックローテーションで麦・大豆作付を行っており、水稻作付は各個別農家が行っている。麦・大豆の生産栽培は(農)尼子宮農組合、(株)澤農園、担い手農家で主に担当しており、水稻に関しては(株)澤農園、担い手農家及び個別農家で栽培し、作物の棲み分けは出来ている。今後将来は個別農家の離農が進み農地の受け手となる(株)澤農園、担い手農家を中心に農地の集積を行い生産性を高め所得向上を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	95.74 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	95.74 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として尼子における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を尼子地域計画のエリアとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状の耕作者の意向を把握し、地権者を含めて今後についての話し合いを進め、目標地図の見直しを行いながら集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づき農地中間管理機構を通じて農地の集積を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化の可否を調査し、可能な農地であれば推進していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農希望があれば地区内の農地を守っていくための連携を検討・協議を行う。また、そのための地域内の耕作者の協力・支援を要望することが大事である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要により 防除(水稲・麦・大豆)

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ②環境保全型農業直接支払交付金 IPM 緩効性肥料・長期中干実施
化学農薬および化学肥料の使用料を5割以下に抑えた栽培方法により、県の環境こだわり農業推進条例の規定に基づく認証を受けている。
- ③ドローンによる防除等実施
- ⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業
農村まるごと 農地維持・資源向上実施